

## 鳥取県告示第383号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成22年7月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人にこにこファーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
井上 早苗
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市吉方温泉四丁目620
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して、農業・菓子製造販売等に関する事業を行い、それらの事業活動を通して職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動により障害者を始めあらゆるひとびとが幸福である社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
名称